

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第184号

平成24年度から平成26年度における地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの特別管理産業廃棄物（感染性医療廃棄物）の収集・運搬及び処分業務の委託に係る単価契約（単価の設定を契約の主目的とし、一定の期間内において供給を受けた実績数量に当該単価を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約をいう。）について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成24年2月17日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 高杉 豊

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名及び数量

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの特別管理産業廃棄物（感染性医療廃棄物）の収集・運搬及び処分業務委託契約 一式

(2) 契約期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日

(3) 履行場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計

画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 収集運搬業者においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の4第1項の特別管理産業廃棄物収集運搬業の優良認定業者の許可を受けた者で、取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類の許可品目に感染性産業廃棄物が含まれていること。
処分業者においては、廃棄物処理法第14条の4第6項の特別管理産業廃棄物処分業の優良認定業者の許可を受けた者で、取り扱うことができる特別管理産業 廃棄物の種類の許可品目に感染性産業廃棄物が含まれていること。
なお、収集運搬と処分が異なる場合は、それぞれ相互の業務提携が行われていること。
- (9) 平成21年4月1日からこの公告までの間に、廃棄物処理法に基づく行政処分（改善命令、措置命令、事業停止、許可取消）及び各法令の不利益処分を受けていないこと。
- (10) 感染性産業廃棄物の収集運搬にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく車種規制適合車又は経過措置対象者の認定を受けた車両を使用すること。
- (11) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者
ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(12) 収集・運搬業務（ア）並びに処分業務（イ）それぞれの資格要件は以下のとおりとする。

ア 収集・運搬業務

①平成20年4月1日からこの公告の日までに病床数200床以上の病院において、特別管理産業廃棄物（感染性医療廃棄物）の収集・運搬に関する契約を2箇所以上について締結し、そのすべてを誠実に履行した実績を有していること。

②大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、車種規制適合車又は経過措置対象車の認定を受けていること。

イ 処分業務

①「感染性廃棄物の適正処理について（平成16年3月16日付け環廃産発第040316001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）」別添の「廃棄物処理法に基づく感染性処理マニュアル」に沿った適正処理を行っていること。

②平成20年4月1日からこの公告の日までに病床数200床以上の病院において、特別管理産業廃棄物（感染性医療廃棄物）の処分に関する契約を2箇所以上について締結し、そのすべてを誠実に履行した実績を有していること。

③主たる処分方法を焼却とする処理施設を有すること。

④車両スケール（トラックスケール）を有すること。

(13) 本件入札は単体企業による入札参加（ア）又は業務提携による2者での入札参加（イ）が可能である。

（ア）並びに（イ）それぞれの資格要件は以下のとおりとする。

ア 単体企業による入札参加の場合は以下の要件を全て満たすこと。

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条の4第1項及び第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業及び処分業について、次の(ア)及び(イ)に掲げる許可を有する者であること。

(ア) 積卸しを行う区域に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の優良認定業者の許可（大阪府知事及び処分を行う区域）及び当該処分を行う区域に係る特別管理産業廃棄物処分業の優良認定業者の許可

(イ) 廃掃法第2条の4号に規定する特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物に係る許可

② 本件入札に業務を提携して参加する者（以下「業務提携者」という。）でないこと。

③ 平成23・24年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「特別管理産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード063）」及び「特別管理産業廃棄物（処分）（種目コード064）」に登録をされている者であること。

なお、当該登録をなされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

(ア) 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目

(TEL (06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局建設工事課業務管理グループ

(イ) 申請の方法

(1) 大阪府電子調達システム（URL (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)）において、必要な事項を入力し、送信する。

(2) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

(ウ) 申請期限

平成24年2月23日（木） 午後4時

なお、添付書類は、同日（木）午後4時までに必着とすること。

(エ) その他

詳細は、(イ) (1)の大阪府電子調達システムの説明による。

イ 業務提携により参加する場合は、業務提携者は以下の要件を全て満たすこと。

① 廃掃物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条の4第1項及び第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業について各々業務提携により担当する業務について、次の(ア)及び(イ)に掲げる許可を有する者であること。ただし、1つの業務提携において、収集運搬業務を担当する者の数と処分業務を担当する者の数は、各1者とする。

(ア) 積卸しを行う区域に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の優良認定業者の許可（大阪府知事及び処分を行う区域）及び当該処分を行う区域に係る特別管理産業廃棄物処分業の優良認定業者の許可

(イ) 廃掃法第2条の4に規定する産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物に係る許可

② 本件入札の他の業務提携に参加するものでないこと。また、単体企業で参加する者でないこと。

③ 平成23・24年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「特別管理産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード063）」及び「特別管理産業廃棄物（処分）（種目コード064）」に登録をされている者であること。

なお、当該登録をなされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

(ア) 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目

(TEL (06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局建設工事課業務管理グループ

(イ) 申請の方法

(1) 大阪府電子調達システム (URL (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)) において、必要な事項を入力し、送信する。

(2) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

(ウ) 申請期限

平成24年2月23日 (木) 午後4時

なお、添付書類は、同日 (木) 午後4時までに必着とすること。

(エ) その他

詳細は、(イ) (1) の大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格審査の手続

(1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書等を次のとおり交付する。

ア 交付期間

平成24年2月17日 (金) から同年2月23日 (木) 午後5時まで

イ 交付方法

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターのホームページにおいてダウンロードにより交付する。

ホームページURL <http://www.ra.opho.jp/>

(2) 入札参加資格審査申請書類の提出期間

平成24年2月17日 (金) から同年2月23日 (木) (土曜、日曜を除く。) の午前9時30分から午後5時まで

(3) 入札参加資格審査申請書類の提出場所及び問い合わせ先

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 事務局・施設保全グループ

TEL(072)957-2121 (内線2616)

4 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時

平成24年3月8日 (木) 午前10時00分

(2) 場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 管理診療棟2階第1会議室

(3) その他

入札書は、入札参加資格者（代理人を含む。）が持参するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（予定数量に10あたりの感染性産業廃棄物の収集運搬に係る契約希望単価を乗じた金額と予定数量に10あたりの感染性産業廃棄物の処分に係る契約希望単価を乗じた金額の合計金額）当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入いて2の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 誓約書の提出の確認

大阪府病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 事務局・施設保全グループ

イ 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。